



Q 職場の定期健康診断を受けたところ、血圧や腹囲などの数値が基準を超えてしまいました。労災保険でさら

A 労災保険には、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため「二次健康診断等給付」の制度があります。労働者の方が、労働安全衛生法に基づく健康診断（一次健康診断）を受

に詳しい検査を無料で受けられるとのことですが、どのような制度が利用できますか。
 労災保険には、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため「二次健康診断等給付」の制度があります。労働者の方が、労働安全衛生法に基づく健康診断（一次健康診断）を受

労災保険の二次健康診断をご活用ください

診し、その結果、①血圧に基づいた特定保健指導
 ②血中脂質③血糖④腹囲を無料で受けることがで
 またはBMI（肥満度）
 ①の四つすべての検査等
 で異常の所見があると診
 断された場合であって、
 一時健康診断等におい
 て、既に医師により脳・
 心臓疾患の症状を有する
 と診断されていないこと
 等が要件となります。
 対象となる方は、労働
 局長が指定する病院等
 で、二次健康診断として
 ①空腹時血中脂質②空腹
 時血糖値③ヘモグロビン
 A1c④負荷心電図また
 は胸部超音波⑤頸部超音
 波⑥微量アルブミン尿
 の検査を行い、その結果
 を無料受けることがで
 きます。
 なお、二次健康診断は、
 1年度（4月1日から翌
 年の3月31日までの間）
 に1回のみ対象となるこ
 と、一次健康診断の受診
 日から3か月以内に請求
 することなどがあります
 ので、一次健康診断の結
 果が届いたら、お早めに
 確認をしてください。
 請求の方法や受診でき
 る医療機関など、詳しく
 は労働局労災補償課にお
 尋ねください。また、鳥
 取労働局ホームページを
 ご覧ください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課
 電話0857(29)1706